

年金相談・手続きは 事前予約で待ち時間短縮

日本年金機構の年金事務所は、相談や請求手続きの事前予約ができます。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約方法 予約専用受付 (0570-05-4890) へ電話するか、米子年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

予約受付 希望日の1か月前から前日まで

必要なもの
基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や年金証書など)

問い合わせ先
米子年金事務所 TEL:0859-34-6111

県民向けミニ手話講座 参加者募集

鳥取県は、手話言語に興味がある県民を対象に、誰でも気軽に参加できる講座を無料で開催します。

日程など

	親子編	3回連続編	
日にち	8月8日(土)	9月9日 9月16日(水) 9月23日	11月13日 11月20日(金) 11月27日
時間	10:30 ~12:00	19:00~21:00	
ところ	米子コンベンションセンター		
対象者	小学生と保護者	手話言語に興味のある方	
定員	20組(先着順)	30人(先着順)	30人(先着順)
申込期限	7月31日(金)	9月2日(水)	11月6日(金)

実施主体 鳥取県(公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会に委託)

内容 講義と実技

申込方法 郵送、FAX、申込フォーム
郵送:封筒に「ミニ手話講座申込書在中」と赤で記入し郵送
FAX:FAX送信後、問い合わせ先へ電話する。
申込フォーム:当協会HPからアクセス可能

申込み・問い合わせ先
鳥取県西部聴覚障がい者センター
TEL:0859-30-3659 FAX:0859-30-3660
〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-48堀田ビル1階

立ち直りを支え、犯罪・非行防止へ 新任保護司に 金畑裕三さん、森安幸二さん

金畑裕三さん(大殿)と森安幸二さん(吉定)が令和2年6月1日、法務大臣から保護司を委嘱されました。

犯罪や非行の防止、あやまちを犯した人の社会復帰に際し、更生のための支援や家族の方からの相談への対応などを行い、地域で立ち直りを支えるボランティアとして活動していただきます。

伯耆町保護司会メンバー

幸形 文子(久古)	圓山 湧一(宮原)
安藤 順一(畑池)	大下 修一(荘)
福田 明真(大殿)	中島 寛(栃原)
野口 昌範(上野)	金畑 裕三(大殿)
森安 幸二(吉定)	

問い合わせ先 住民課 TEL:0859-68-3115

元気アップ教室 受講生募集

健康ポイント
対象事業

生活習慣病を予防するために、筋力トレーニング・有酸素運動を行う教室を開催します。ぜひご参加ください。

と き 9~11月の毎週金曜日(全12回)
※初回は、9月4日(金)
10:30~12:00

と ころ B&G海洋センター トレーニングルーム

対 象 伯耆町の住民で20歳以上の方
※高血圧、心疾患などの方は、必ず医師に相談してからお申込みください。

定 員 15人

受 講 料 2,400円 ※初回に集金

申込期限 8月18日(火)

参加者の決定方法

申込み多数の場合は、過去の参加回数が少ない方を優先します。

申込み・問い合わせ先
健康対策課 健康増進室 TEL:0859-68-5536



児童扶養手当の現況届は 8月31日までに

児童扶養手当とは、ひとり親家庭(父母の離婚などにより、父または母と生計を別れている児童を養育している家庭)などの生活の安定と自立支援を目的として支給される手当です。

現況届の提出が必要な対象者には通知しますので、期間内に手続きをしてください。対象者は、現在手当を受給中の方、所得により全額支給停止になっている方です。

この届出を提出しない場合、手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

提出期間 8月3日(月)~8月31日(月)

提出・問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534



令和2年度 第2回伯耆町職員採用資格試験(一般事務)

令和3年4月1日採用予定の一般事務について、職員採用資格試験を次のとおり実施します。

1.職種と人数

一般事務 若干名

2.受験資格

昭和60年4月2日から
平成15年4月1日までに生まれた方

3.募集方法

鳥取県町村会の町村職員採用資格試験により実施

4.申込方法・期限

受験申込書を鳥取県西部町村会事務局へ提出
期限は8月27日(木) 17:00
(郵送可、ただし同日必着)

5.試験日と会場

9月20日(日) 会場未定(新型コロナウイルス感染症対策のため、会場は受験票送付時に通知)

6.受験申込書の受取方法

伯耆町役場総務課、分庁総合窓口課、鳥取県西部町村会事務局のいずれかで受取り

7.受験申込書の提出先

鳥取県西部町村会事務局
〒683-0054 米子市靴町1丁目160 西部総合事務所 新館2階

問い合わせ先
鳥取県西部町村会事務局 TEL:0859-22-2049
総務課 総務室 TEL:0859-68-3111

重度障がいの特別医療費受給資格証 更新手続き



重度障がいの特別医療費受給資格証をお持ちの方は、有効期限が7月31日となっています。早めに更新手続きをしてください。

また、現在受給資格証を持っていない方も、令和元年中の所得によっては対象となる場合がありますので、担当課へお問い合わせください。

【対象者】

- ◆身体障がい者……身体障害者手帳(1~2級)所持者
 - ◆知的障がい者……療育手帳(A)所持者
 - ◆精神障がい者……精神保健福祉手帳(1級)所持者
- ※所得制限などで、受給できない場合があります。

【申請(更新)に必要なもの】

- ①健康保険証 ②認印
 - ③特別医療費受給資格証(持っている方のみ)
 - ④身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
- 令和2年1月2日以降に伯耆町に転入された方のみ
- ⑤前住所地の役所が発行する令和元年度所得課税証明書(所得と控除の内訳が分かるもの)

【申請(更新)窓口】

健康対策課 健康増進室、分庁総合窓口課

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL:0859-68-5536